

## ○湯沢町ホームステイボランティア制度実施要領

平成23年2月25日

要領第1号

### (目的)

第1条 この要領は、ボランティア活動を通じ国際交流活動の円滑化及び活発化を図り、もって地域に根ざした国際交流を推進するため、ホームステイボランティアに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、「ホームステイボランティア」とは、ホームステイの受入れを通じて、相互理解と国際交流を深める家庭をいう。

### (登録資格)

第3条 ホームステイボランティアへの登録を希望する家庭は、次の要件をすべて満たした者とする。

- (1) 家族全員がホームステイボランティアの趣旨を理解し、湯沢町の国際交流の推進に熱意を有していること。
- (2) 湯沢町内に家庭の生活拠点があり、ホームステイ受入が可能であること。
- (3) ホームステイされる外国人に対する宿泊、食事等の基本的な日常生活のサポートをすることができること。

### (申込み及び登録)

第4条 ホームステイボランティアとして登録を希望する家庭（以下「登録家庭」という。）は、湯沢町ホームステイボランティア登録申込書（別記様式）を町長に提出するものとする。

### (登録期間)

第5条 ホームステイボランティアの登録期間は、4月1日から翌年の3月末日までの1年間とする。なお、年度途中の登録を妨げない。

2 登録期間は、登録家庭及び湯沢町の双方に異議のない限り、登録期間満了後1年ごとに自動的に更新するものとする。

### (登録の抹消)

第6条 町長は、登録家庭が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができる。

- (1) 登録家庭から登録取消しの申出があったとき。
- (2) 登録家庭として不適当と認められる事由が発生したとき。

(報酬及び費用の負担)

第7条 受入れを行う登録家庭には、1人当たり1泊6,000円の報償費を支払う。

(危険負担)

第8条 ホームステイボランティア家庭が、ボランティア活動中の事故等によつて被った損害について、湯沢町は賠償の責を負わないこととする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、公布の日から実施する。

#### 附 則（平成29年要領第1号）

この要領は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和6年要領第1号）

この要領は、公布の日から施行する。



別記様式(第4条関係)

湯沢町ホームステイボランティア登録申込書

年 月 日現在

次のとおりホームステイボランティアに登録希望します。

ふりがな 代表者氏名				電話	自宅		
					携帯		
住所	湯沢町 (町内名)			FAX			
				E-mail			
ご家族の構成(上記代表者含め、ご家族全員についてご記入下さい)							
氏名	性別	続柄	生年月日	職業等 (簡易な表現で 結構です)	英語 *	その他	
		本人	年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
*英語については、会話能力について下記を参考に自己判断で該当番号を記入してください。 1 全く話せない 2 片言 3 簡単な日常会話 4 日常会話程度以上							
当てはまる個所に○をつけてください							
受入希望	性 別	男 性 ・ 女 性 ・ どちらでもよい					
	年 代	学 生 ・ 社会人 ・ どの年代でもよい					
家の状況及び 提供可能な部屋	住宅状況	一戸建て ・ アパート ・ マンション ・ その他					
	提供可能部屋	個室( 和室 ・ 洋室 ) ・ 相部屋					
	ペット	いる( 犬 ・ 猫 ・ その他 ) ・ いない					
	喫 煙	家庭に喫煙者がいる ・ いない					
その他 ＊何かあれば記 入してください							

・ホームステイボランティア登録を希望される方は、別紙「湯沢町ホームステイボランティア案内」を一読の上、この申込書に可能な範囲で記入してください。

- ・記入していただいた個人情報については、湯沢町ホームステイボランティア事業以外の目的には使用しません。
- ・電子データで申請書を提出(送付)する場合は、○つけ回答などにこだわらないで、簡易な方法で回答が分かるよう記入していただければ結構です。(当てはまらないものを消す等)

E-mail : kikaku-zaisei@town.yuzawa.lg.jp FAX : 784-1818

別記様式（第4条関係）